

調布市工事請負契約約款におけるインフレスライド条項の運用についての取扱い

工事請負契約約款第 26 条第 6 項の規定に係る運用を以下のとおりとする。

## 1 適用対象工事

- (1) 令和 4 年 3 月 1 日より前に契約した工事で、2 (3) の残工期が原則として 2 か月以上ある工事を対象とする。
- (2) 工期内に賃金水準の変更（公共工事設計労務単価の改定）がなされた時以後に発注者と受注者の間で適用対象工事であることを確認の上、スライド請求することができる。
- (3) 変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額が変動前残工事代金額の 100 分の 1 を超えていること

## 2 定義

- (1) 請求日  
インフレスライド条項により、受注者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日とする。
- (2) 基準日  
スライド額算出の基準とする日をいい、出来高を算定する基準となる日、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日とする。請求日と同じ日とすることを基本とするが、請求日から起算して 14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることができる。
- (3) 残工期  
基準日以降の工期までの工事期間とする。ただし、基準日までに契約変更を行っていない場合でも先行指示等により工期延長が明らかな場合には、その工期延長期間を考慮することができる。
- (4) 出来形数量  
基準日における既済部分に係る設計数量
- (5) スライド額  
5 により算出した契約変更の対象となる額

## 3 請求方法

- (1) 受注者が、インフレスライド条項の規定により契約金額の変更を請求する場合、書面（参考様式 1）に賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったことを示す資料（別紙）等を添付し、工事主管課に提出するものと

する。工事主管課では、スライド額協議開始日及び基準日を定め、請求日の翌日から起算して7日以内に、受注者に通知（参考様式2）するものとする。

- (2) スライド請求は、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更がなされるまでに行うものとする。

#### 4 出来形数量の確認

- (1) スライド額の基礎となる残工事量を算出するため、工事主管課は請求日から起算して14日以内に、基準日時点における出来形数量の確認を行うものとする。受注者は、出来形数量の確認に当たり、必要な資料を提出するものとする。
- (2) 出来形数量の確認は、工事設計内訳書等に対応して行う。
- (3) 出来形数量の基本的な扱い
  - ア 現場搬入材料について、監督員が搬入を確認したものは出来形数量として取扱う。
  - イ 工事設計内訳書等で一式計上した仮設工等について、出来形数量の対象とする場合、その数量は発注者の積算に係る数量とする。
  - ウ 各工事におけるア及びイの詳細については、工事主管課へ確認すること。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により工事が遅延していると認められる部分は、出来形数量に含める。

#### 5 スライド額の算出

- (1) スライド額は、次式により算出します。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表す。

S : スライド額

P1 : 変動前残工事代金額（契約金額から基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額）

$$P1 = \alpha \times Z1$$

P2 : 変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した（P1）に相当する額）

$$P2 = \alpha \times Z2$$

$\alpha$  : 落札率（当初契約金額／予定価格）（有効数字は積算基準による）

Z1 : 発注者の積算金額から基準日における既済部分に相応する積算金額を控除した額

Z2 : 変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した（Z1）に相当する額

- (2) P1及びZ1の算出に用いる単価は、起工時における調布市の積算単価とす

る。

- (3) P 2 及び Z 2 は、基準日の物価指数等（積算に使用する単価の変動率）により定めることとし、残工事に係る全ての単価を基準日時点のものに入れ替えて算出する。ただし、受発注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができる。なお、消費税及び地方消費税の税率の改正による増額分は除く。
- (4) P 2 及び Z 2 を算出する際に用いる単価については、基準日時点の調布市積算単価とする。
- (5) (4) によることが著しく不相当であると認められる場合には、発注者及び受注者の協議によることとする。
- (6) スライド額は、算出の基礎となった額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）に、当該金額に対する消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。
- (7) 発注者から協議書（第 3 号様式）により受注者にスライド額（案）を提示します。異議のない場合は、スライド額協議開始日の翌日から起算して 14 日以内に承諾書（参考様式 4）を提出するものとする。

なお、14 日以内に協議が整わない場合には、発注者がスライド額を決定し、通知（参考様式 5）する。

## 6 契約変更の時期

原則として、スライド額の決定後、速やかに行うものとする。ただし、精算変更時点で行うこともできる。

## 7 手続の流れ

手続の流れについては、別紙「インフレスライドの手続フロー」を参照すること。

## 8 その他

- (1) 受注者は請求に当たって、工事主管課と十分な協議を行うこと。
- (2) 契約金額が変更された場合は、下請業者との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、一層の対応を行うこと。
- (3) この取扱に定めるもののほか、インフレスライド条項の運用については、各工事業種に係る積算基準等を作成した、東京都の各部局における「工事請負契約書第 2 4 条第 6 項の規定（インフレスライド条項）の運用について」を準用する。

附 則

この取扱いは、令和4年6月20日から適用する。

附 則

この取扱いは、令和5年3月15日から適用する。